

平成22年7月13日

国土交通省

「平成22年度特定港湾施設整備事業基本計画」について

1. 概要

港湾整備促進法に基づく、「平成22年度特定港湾施設整備事業基本計画」について、本日閣議決定されましたので公表いたします。

なお、特定港湾施設整備事業は、港湾管理者が地方債（公営企業債）により資金を調達し実施する事業であり、毎会計年度、基本計画を閣議決定することにより、政府資金が融通されるものであります。

2. 閣議決定日

平成22年7月13日（火）

問い合わせ先

国土交通省 港湾局 振興課 課長補佐 藤田

TEL:03-5253-8111（内線46-452）

03-5253-8673（直通）

平成22年度 特定港湾施設整備事業基本計画について

本基本計画は、港湾整備促進法に基づき、特定港湾施設整備事業に要する費用に充てる資金調達を円滑に行えるようにするため、国土交通大臣が会計年度ごとに、交通政策審議会の議を経て定め、内閣の承認を求めるとされている。

内閣の承認を得た基本計画に基づいて行う特定港湾施設整備事業に対し、政府は必要な資金の融通に努めることとなる。

○ 平成22年度 特定港湾施設整備事業基本計画

施設名	単位	数量	事業費 (百万円)	港名
上屋	棟	33	994	小樽、秋田、千葉、清水、田子の浦、大阪、堺泉北、阪南、鹿児島 (以上 9港)
荷役機械	基	22	4,058	苫小牧、仙台塩釜、秋田、小名浜、伏木富山、敦賀、清水、御前崎、大阪、水島、広島、福山、徳山下松、岩国、今治、博多、伊万里、細島 (以上 18港)
ふ頭用地	千㎡	825	20,528	苫小牧、函館、小樽、釧路、青森、大船渡、仙台塩釜、石巻、秋田、小名浜、相馬、茨城、鹿島、千葉、木更津、横浜、新潟、直江津、七尾、金沢、敦賀、清水、名古屋、三河、舞鶴、大阪、堺泉北、尼崎西宮芦屋、西郷、水島、福山、呉、徳山下松、岩国、宇部、高松、新居浜、北九州、博多、苅田、三池、伊万里、長崎、巖原、別府、佐伯、臼杵、細島、志布志、川内、那覇、中城湾 (以上 52港)
港湾機能施設整備事業 小計			25,580	
都市機能 等用地	千㎡	557	12,749	釧路、茨城、鹿島、清水、大阪、尼崎西宮芦屋、水島、広島、徳島小松島、粟津、高松、高知、宿毛湾、北九州、博多、苅田、志布志、中城湾 (以上 18港)
工業用地	千㎡	91	1,115	石巻、尼崎西宮芦屋、高松、北九州 (以上 4港)
臨海部土地造成事業 小計			13,864	
合計			39,444	

(特定港湾施設整備事業とは)

特定港湾施設整備事業は、地方債を充当して行う次の二つの事業で構成される。

① 港湾機能施設整備事業

港湾機能施設整備事業は、港湾整備事業（公共事業）による岸壁等の基本施設の整備に対応して、港湾の機能を効率的に発揮させるために必要な上屋、荷役機械、ふ頭用地等を整備するものである。

② 臨海部土地造成事業

臨海部土地造成事業は、港湾における輸送活動を支援する港湾関連用地、一般的都市機能等の用に供する都市機能用地や交通機能用地などの都市機能等用地及び地域の産業開発に資する工業用地を造成するものである。

特定港湾施設整備事業概念図

